[基調講演]

風評被害とは何か

関谷直也（東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科准教授）

風評被害とは、ある社会問題（事件・事故・環境汚染・災害）が大々的に報道されることによって、本来『安全』とされたもの（食品・商品・土地）を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害です。風評被害は、もともと原子力損害賠償法で補償する対象とされていなかったです。

原子力の関連事故による風評被害は、1954 年の第五福龍丸被爆事件後のいわゆる「放射能パニック」をはじめ、1978 年の原子力船「むつ」の放射線漏出事故、1981 年の敦賀原発放射性物質漏出事故、1997 年の東海村動燃火災、1999 年の東海村 JCO 臨界事故等、今までも多数ありましたが、いずれも放射性物質による汚染が確認されなかった地元の農林水産物などの商品が売れなくなったり、また観光業にも多額の経済的被害をもたらしたりしました。なお、東海村に発生した臨界事故は、日本で初めて原子力損害賠償法が適用されることとなりました。当時の科学技術庁がそれまでの方針を転換し、「風評被害」も原子力事故と相当因果関係のある「原子力損害」として補償の対象とするように変更しました。

風評被害の発生は、多くの場合に災害を社会的に重大な出来事として、被害の強烈さを強調し大々的に報道することが主たる要因です。とりわけ災害に関する報道は、社会一般に注意を呼び掛けるプラスの面がある一方、報道の過集中による風評被害を引き起こすマイナス面もあります。風評被害は情報過多時代における自然災害、環境問題、食品汚染等の被害の一つの形態となっています。

福島第一原発事故は、地震・津波の報道とともに、リアルタイムで日本全国のみならず、世界中まで伝わりました。それによる風評被害は主に①相馬、南相馬、いわき等の被災地に物資が入らないこと、②福島及び北関東の農産物と、茨城ほか東北太平洋の海産物の風評被害、③観光客減少やビジネス回避等の国際社会における日本離れという三つの内容が挙げられます。

風評被害は情報社会を前提した事件・事故・災害・環境被害の一形態として、完全に防止することはほぼ不可能です。その影響を抑制するためには、民事協定・条例・地域防災計画や保険制度など、一連のセーフティネットの確立が必要とされます。それとともに、事前の流通業者の過剰反応を抑えるための教育・啓発活動や、安全に疑念がないことを前提として、飲食店などに計画的に流通させるような計画的な流通等も、部分的対応策として有効です。また、海外に関しては、福島第一原発の早期収束、農産物を含む日本製品への安全証明の発行、事故関連の正確な情報を開示するなど、迅速な対応が求められます。